



ソラーレ通信 >>>

>>> 2022.9

発行 >>>

ソラーレ社会保険労務士法人 URL : <http://www.solare-sr.com>

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-14-11 セントポールビル 7F

Tel > 03-6712-8889

Fax > 03-6712-8885

Mail > info1web3@solare-sr.com

CONTENTS >>>

1. 労働時間 > 労働時間に該当するか否かの判断について
2. 働き方 > 副業・兼業に関するガイドラインの改定
3. 提供 > 経営に役立つビジネスレポート
4. コラム > ソラーレスタッフより

1. 労働時間

労働時間に該当するか否かの判断について

今年7月、従業員が制服に着替える時間等に賃金を支払っていなかったとして、カフェを運営する大手飲食チェーンが労働基準監督署から是正勧告を受けていたことがニュースで報じられました。本稿では、そもそもの前提となる労働時間の考え方について厚生労働省のガイドラインをもとに概説すると共に、本題に関するリーディングケースをご紹介します。

1. 労働時間の考え方

平成29年に「労働時間の適正な把握のための使用者向けのガイドライン」が厚生労働省により策定されました。同ガイドラインによれば労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと」をいい、次の考え方が示されています。

<労働時間の考え方>

1. 使用者の明示的・黙示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間に当たります。
2. 労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断されます。
3. たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。
 - ①使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
 - ②使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

③参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

※厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

冒頭の事案では、更衣室での制服への着替えや店舗への移動などの時間が、労働時間にあたると労働基準監督署は認定し、相当する過去2年分の未払い賃金を支払うよう、運営会社に是正勧告が出されたと報じられています。

2. リーディングケース

厚生労働省による「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」は、三菱重工業長崎造船所事件（平成12年3月9日、最高裁第一小法廷判決）で示された判断基準をもとに策定されています。

本件企業では、従業員の勤怠把握について「更衣等を済ませた上で、始業時刻に作業場で実作業を開始できるようにしているか」「終業時刻に作業場にいるか」否か等を基準としていました。そのため所定労働時間外に行われた諸活動については、労働時間に該当しないものとしておりましたが、従業員は該当するものであると主張し、会社側に割増賃金を求める訴訟を提起しました。このことに対して最高裁は、労働基準法の労働時間について、次の通り判断しています。

<判断理由 抜粋>

「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である」

「労働者が、就業を命じられた業務の準備行為などを事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外に行うものとされている場合であっても、当該行為は、特別の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解される」

※三菱重工業長崎造船所事件（最高一小、平 12.3.9 判決）

3. さいごに

本稿で挙げた着替えなどの準備時間のほか、仮眠時間や待機時間といった実作業を行っていない時間も、指揮命令下に置かれている時間であれば「労働時間」と認定される可能性があります。

自社の労働時間の取扱いに関して、今一度ご確認いただくとともに、労働時間に該当するかどうか疑問が残る場合には、当事務所にご相談ください。

2. 働き方

副業・兼業に関するガイドラインの改定

企業や働く方が、副業・兼業についてどのような事項に留意すべきかをまとめた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が、今年の7月に改定されました。

本稿では、今回の改定のもととなった副業・兼業への各社の対応状況を概観するとともに、改訂された「副業・兼業に関する情報の公表について」の概要をお伝えします。

1. 副業・兼業の促進について

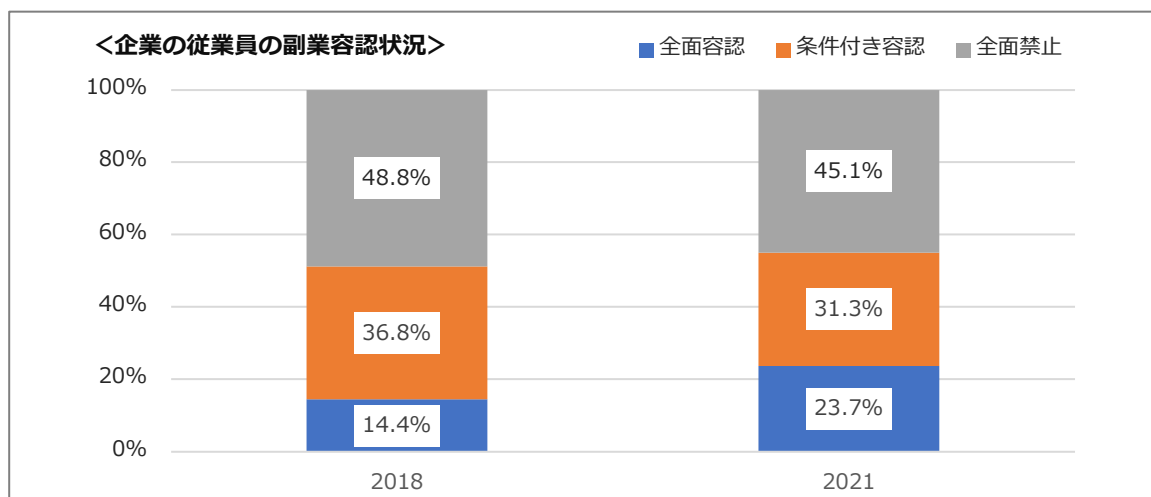
副業・兼業については、「正社員の副業を容認する企業は増加している一方、全面禁止している企業も多く存在する」という傾向が、職業安定分科会で用いられた資料より確認できます（下図を参照）。この資料によると副業は、条件付きを含め50%以上の企業で容認されていますが、残りの企業では全面禁止となっています。

このような状況を受けて、政府は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」などで、副業・兼業の拡大・促進に取り組むことを決定しました。

<閣議決定文書「副業・兼業の拡大」>

従業員1,000人以上の大企業では、特に副業・兼業の解禁が遅れている。副業を通じた起業は失敗する確率が低くなる、副業をすると失業の確率が低くなる、副業を受け入れた企業からは人材不足を解消できた、といった肯定的な声大きい。成長分野・産業への円滑な労働移動を進めるため、さらに副業・兼業を推し進める。

※内閣府「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」



※（資料出所）パーソル総合研究所「第二回 副業の実態・意識に関する定量調査」

そして、この閣議決定を踏まえたガイドラインの改定によって、副業・兼業への対応状況についての情報開示を行うことを企業に推奨することが盛り込まれました。

2. 改定の概要

今回の改定では、ガイドラインにおける「企業の対応」の中に、新たな項目として「副業・兼業に関する情報の公表について」が追加されました。

<改定箇所> 変更箇所を赤字で表記

企業の対応

(1) 基本的な考え方

(前略) 実際に副業・兼業を進めるに当たっては、労働者と企業の双方が納得感を持って進めることができるよう、企業と労働者との間で十分にコミュニケーションをとることが重要である。なお、副業・兼業に係る相談、自己申告等を行ったことにより不利益な取り扱いをすることはできない。**加えて、企業の副業・兼業の取り組みを公表することにより、労働者の職業選択を通じて、多様なキャリア形成を促進することが望ましい。**(後略)

(2) 労働時間管理

(3) 健康管理

(4) 副業・兼業に関する情報の公表について

企業は、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において公表することが望ましい。

※厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定)

3. さいごに

今回の改定による「副業・兼業に関する情報の公表」は義務ではなく、“望ましい”扱いとされています。しかしながら、テレワークに代表される柔軟な働き方が就活市場で評価されているように、今後は副業・兼業を許容する企業風土も、人材を引き付ける大

きな魅力となる可能性を秘めています。

そこで、副業・兼業に関するポジティブな情報が公表できれば、他社との人材獲得競争で優位に立つことも期待できるでしょう。今回の改定を機に、自社に適った副業・兼業のあり方を検討されてみてはいかがでしょうか。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「副業・兼業に関するガイドラインの改定」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 副業・兼業について、どのような内容を公表すれば良いのでしょうか。

A. 厚生労働省の『「副業・兼業の促進に関するガイドライン」Q & A』に公表内容の例が記載されていますので、以下にご紹介いたします。

Q. 副業・兼業に関する情報について、どのような事項を、どのような方法で公表することが望ましいのか。

A. 副業・兼業を許容しているか否か、また条件付き許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において公表することが望まれます。また、副業・兼業が許容される条件等に変更があった場合には、速やかに自社のホームページ等で情報が更新されることが望まれます。なお、ホームページ以外の公表方法としては、例えば、会社案内(冊子)や採用パンフレットが考えられます。

<自社のホームページで公表する場合の記載例>

(例：副業・兼業について条件を設けず、許容している場合)

弊社では、従業員が副業・兼業を行うことについて、条件を設けることなく、認めています。

(例：副業・兼業について条件を設けて、許容している場合)

弊社では、従業員が副業・兼業を行うことについて、原則認めています。ただし、長時間労働の回避をはじめとする安全配慮義務、秘密保持義務、競業禁止義務及び誠実義務の履行が困難となる恐れがある場合には、認めていません。

3. 提供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに
 関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する
 情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてに
 お気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月のおすすめビジネスレポート

レポート番号	タイトル	内容
# 50516 (全 8 ページ)	【防衛省課長に聞く】食料品から戦闘機の部品まで 防衛省が中小企業との取引を拡大したい 6 つの理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな販路開拓に「防衛産業」への参入は いかがでしょうか？ ・防衛装備庁に聞く 中小企業の算入を期待する理由 ・参考：防衛装備調達の変向
# 70096 (全 10 ページ)	海外販路開拓の秘訣～成功を目指す 3 ステップ～	<ul style="list-style-type: none"> ・たった 1 回の取引で満足してはいけない ・ニーズが全て！ マッチし続ける国・地域を探す ・ポイントは生産・物流体制、展開手法、進出形態の選択 ・海外で売上を伸ばしていくまでのステップ ・まとめ：「海外の代理店・販売店探し」のための商談を
# 70097 (全 8 ページ)	中小製造業が生まれ変わる DtoC ビジネスを始めるときに まず知っておくべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の製造業とは全く異なる「DtoC」ビジネス ・DtoC ビジネスを始めるメリット ・DtoC ビジネスで成功する 5 つのエッセンスと事例 他
# 80146 (全 10 ページ)	開発途上国での取引を円滑にする 「オープンマインド」実践 7 カ条	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国など海外の人と取引するときの秘訣 ・何よりもまず、取引相手の国を尊重する ・語学力は気にしない。自分の情熱や思いを伝える 他
# 80160 (全 9 ページ)	自社の成長に役立つ「補助金選び」と 採択される事業計画づくりのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は申請すれば必ずもらえるとは限りません ・補助金選びは目的・対象者・要件に合致したものを選ぶ ・採択される事業計画づくりのポイント ・こんな事業計画は採択されにくい！

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-6712-8889
 FAX >>> 03-6712-8885

貴社名		ご担当者様	部署・所属
所在地	〒		
E-mail		Tel	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。



竹中 幹夫

皆さま、こんにちは！

今回は、毎月第4木曜日の夜に開催している「理念と経営」経営者の会についてご紹介させていただきます。

「理念と経営」経営者の会は、「①正しい経営者のあり方を探る、②人材育成や顧客満足や業績向上を目指す、③経営者同士お互いを磨き合う」という目的をもって全国的に開催されている会になります。

昨年4月から弊所代表の大谷がソーラーレ社会保険労務士法人として開催しており、私も今年の4月から参加させていただいております。

勉強会では、「理念と経営」という雑誌の記事を読んで、ディスカッション形式で意見交換を行います。異業種・異業態の方が本音で語り合うことで、生きた経営情報を得ることができ、毎回新たな気づきがあります。

そして、真面目な勉強会の後はお酒を片手に懇親会がスタートします。懇親会では近況報告、業界の裏話、趣味の話などを参加していただいた方と話して交流を深めています。

毎月開催していますので、どんな勉強会なのかご興味がある方は是非お声がけください！！

今年も誕生月がきてしまいました。

また一つ歳を重ねることがうれしくもない年齢になり久しいですが、いくつになっても、若々しく、元気で、好きなことをやれる状態でいたいなと思っています。

その点では、今の自分は元気で、仕事も学びも充実した日々を送れているのでありがたいです。年齢のことでいうと、最近はオンラインで研修を受けたりすることが多いので、画面越しだとシワも目立たないんでしょうかね、一緒に学んでいる仲間に実年齢を言うと、ほぼ100%に近い確率で驚かれます。(一応若く見える方のびっくりで・・・)

最近はその反応が少し面白くもなってきました。(*^^)v

思うのは勝手なので、これからは誕生日がきたら一つずつ若返るくらいの気持ちでいきたいと思えます！



野々山 環

今年、法改正が多い年になっています。10月から「短時間労働者の適用拡大」「育休免除の見直し」「雇用保険料率の変更」「最低賃金の引上げ」が施行される予定です。

毎年法改正はありますが、社会保険や労働保険関係でこれだけ改正が多いのは、社会状況の変化が原因だと考えており、お客様企業の経営環境もめまぐるしく変わっているのではないかと思います。お客様の職場がより良い環境になるために重要な改正情報を適切なタイミングでお伝えできるように心掛けていきます。



佐々木 良

9月に入り早々健康診断を受けました。

いつも理不尽にグルグルと回転させられる胃のバリウム検査は嫌な検査の一つです。職場で行っている健診施設ですと、胃カメラもあるのですが、麻酔で眠らせてくれないため、一度受けたことがあるのですが、反応が激しすぎて、担当の先生に次回は別のところで受けた方がいい、と言われました。(苦笑)

健康診断の数値がリアルに気になる年齢になり、今年こそは運動するなり、食生活を見直すなり、何かしらアクションを起こさなければ、と強く思っています。



関根 智樹



堀内 和希

今回は奥さんのお話を！うちの奥さんは高卒から働いていて現在勤続 15 年です。そんな奥さんですが会社を今年で退職し、個人事業主として働く予定です。長年勤めた会社を辞めることは勇気のいることだと思います。不安な事もたくさんあるかと思いますが、力になれることはサポートしてあげたいなと思っています。



山岡 真太郎

9 月です。皆様、いかがお過ごしでしょうか。
前回のコラムで、今後の法改正や予定について書かせていただきましたが、年末まで忙しい日々が続きます。そんな日々でもいろいろと勉強は欠かさず行っていく必要があり、仕事だけでなくプライベートも気が休まらない状況です。
しかし、仕事や勉強に時間を使っていく中で思うのは、今やっていることに本当に意味があるのか、実を結ぶのか、そもそもこのままでいいのかどうか、ということです。
そんなことを考え、悶々とした日々を送っていましたが、作家の小川糸さんが書いたエッセイ『針と糸』の中のフレーズにハッとしました。
「人生はすぐろくのようなものだと思っている。そこまで駒を進めなければ、見えない景色があるんじゃないか」
この先どうなっていくのかわからない。
でも、今やっていることを続けていき、とりあえず駒を進めてみようと思う。
この先にまだ見ぬ景色があることを信じて。



石村 賢治

日中の暑い日が徐々に少なくなり、夜が涼しく感じられるようになりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。9 月になり、妻が 2 年間の育休から復職し、子どもが保育園に行き始めました。保育園のみんなとうまくやっていけるか心配で、仕事が終わって家に帰ってからは子どもに毎日どうだったかを聞いています。子どもは、「お友達といっぱい遊んだ」としか言わないのですが、先日、先生からの連絡帳をみるとお昼から寂しくてずっと泣いていたと書いてありました。友達と一緒にうまく遊べるか心配しながら毎日送り出しています。



舟越 紘子

先日、コロナが流行してから自粛していたヨガのスタジオクラスに参加してきました。スタジオレッスンへの参加は 2 年半ぶりでした。
自宅にてゆるいポーズで体を動かすことはしていましたが、60 分のクラスは普段使っていない筋肉使い、終わった後は好転反応が出てぐったりしていました。そしてその後は筋肉痛にもなりました。コロナを理由にさぼっていましたが、これをきっかけにまた習慣にしたいと思います！



大谷 裕美

先日、健康診断に行っただけです。
コロナ太り?! いやコロナ渦の言い訳にはしてはいけませんね。体重が増えていてびっくり! な
ぜか身長も 1 センチ伸びている。足の裏に脂肪がついたのか? とにかく体重を落として自分の
身体のメンテナンスを整えなければ! といい機会になりました。まず大好きな甘いものを暫く我
慢(ノド)が...。夕食はワンプレートのおかずにしてストレスなく続けていこうと思っていま
す。運動も毎日ヨガやストレッチを習慣にして細く長く継続できるように頑張ります。



樋田 美奈子

皆さま、ごきげんよくお過ごしですか。暑さも和らぎ、過ごしやすい季節となっただけです。
私は、ここ 1 ヶ月、暑さと、勉強で走るのをお休みしておりましたが、先週からまた走り始
めました。さぼっていたせいか、身体が重い、重い。5 kmほど、ながして走ったのですが、
1 km7 分もかかってしまい、早歩きの人に抜かされる始末。何事もそうですが、日々の積み
重ねて大事ですよ。継続はちからなり。とはよく言ったものだ。
これからは、スポーツも勉強も読書もしやすい季節となります。
暑さで怠けていた事を冬眠に入るまで、一気に片付けていきたいと思えます。



村井 玲二郎

吹く風も少しずつ秋めいてきた今日この頃、みなさんはいかがお過ごしですか。
芸術の秋ということで、先日私は東京駅にあるアーティゾン美術館で催している
『生誕 140 年 青木繁と坂本繁二郎』という展覧会に行ってきました。
ともに現在の福岡県久留米市に生まれ、明治という時代を生きた二人の軌跡を、
約 200 点あまりの作品を通して垣間見ることができます。
ちなみに青木繁は、28 歳で夭折した人物ですが、夏目漱石に感銘を与える絵を描いたことでも
有名な画家です。
10 月 16 日まで展示していますので、良ければみなさんもお覧になってみて下さい。



大谷 雄二

先月、日本一大きな給与計算代行会社を竹中と 2 人で視察して来ました。
そこで改めて給与計算の重要性を認識することが出来ました。
ミスが出ないチェックの仕組み作りの大切さを学びました。また、チェックするシステムの
構築も生産性向上のために必要と認識しました。
その会社は中国に事業所を作って、中国で給与計算をしています。
弊社もこれから給与計算事業に力を入れて行こうとしていたところだったので、この視察ツ
アーで大きな刺激と気づきを得ることが出来ました。
給与計算はミスの出来ない大変ストレスのかかる仕事です。人間が目視で確認している限
り、ミスを無くすことに限界があります。人間の手入力や目視確認をなるべく減らすためのシ
ステムを構築し、コンピューターが自動で処理するプロセスを増やすことでミスが減り、生産
性も向上します。
お客様へミスのない給与計算の提供と弊社スタッフのストレス軽減のために、本気で取り組
まなければならないと考えています。